

出生届を出された皆様へ



ご出産おめでとうございます。
区役所での手続きのご案内です。
詳しい手続きの内容につきましては、各担当の窓口でお聞きください。

出生に伴う手続	お持ちいただくもの	担当 窓口番号
個人番号カードの 交付申請をされる 場合	届出から約1か月後、個人番号通知書が転送不要の簡易書留により郵送されますので、受け取り後、交付申請を行ってください。（交付申請書が同封されています。） ※外国籍の方は、担当窓口でお尋ねください。	
在留資格取得の 手続	お子様が外国籍である場合、在留資格の取得が必要となります。 ・特別永住者（居住地の区役所で手続） 出生日から60日以内 出生届記載事項証明書又は出生届受理証明書、住民票の写し（世帯全員） ・中長期在留者（地方出入国在留管理局で手続） 出生日から30日以内 添付書類は地方出入国在留管理局にお問合せください。 大阪出入国在留管理局：電話番号 06-4703-2100	窓口サービス課 （住民情報） 1階 13番 電話 6930-9963
お子様が国民健康 保険に加入される ときの手続	・国民健康保険証 ・母子手帳 ・マイナンバーが確認できるもの	窓口サービス課 （保険年金：保険） 1階 15番 電話 6930-9956
国民健康保険に加入 されている方が 出産されたときの 手続	出産一時金の申請 ・国民健康保険証・母子手帳・マイナンバーが確認できるもの ・世帯主名義の通帳・出産費用の領収明細書 ・直接支払制度の合意文書	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>手続について</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">お子様が国民健康保険に加入される場合</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 55%;">1階15番で手続を済ませてから 3階34番へお越しください。</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">上記以外の方</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 55%;">直接3階34番へお越しください。</div> </div> </div>		
こども医療助成の 申請	・健康保険証（対象児童のもの） ・申請者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの	保健福祉課 （子育て教育） 3階 34番 電話 6930-9065
児童手当の申請 出生日の翌日から 15日以内に申請 してください	・健康保険証（請求者分…父母の内所得が多い方） ・請求者名義の預金通帳（振込先が分かるもの） ・請求者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの ・子どもと別居しており子どもが提出先市区町村以外に居住している場合は、子どものマイナンバーが確認できるもの	
新生児出生連絡票 の提出	・母子手帳の中にある「はがき（新生児出生連絡票）」を保健福祉課（保健）に必ず郵送いただくか、区役所2階22番窓口へご持参ください。 ※助産師が自宅訪問します。	保健福祉課(保健) 2階 電話 6930-9882

城東区に関する情報は、城東区役所ホームページをご覧ください
([http:// www.city.osaka.lg.jp/joto/](http://www.city.osaka.lg.jp/joto/))

「子育て応援アプリわくわく」登録はこちら
(<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000535086.html>)



扶養申請など、勤務先でのお手続きもお忘れなく